

仕 様 書

1 業務名

中央図書館等消防用設備保守点検業務

2 目的

札幌市中央図書館・埋蔵文化財センター及び地区図書館に設備されている消防用設備等の機能保守と円滑な運営を期するために実施するものである。業務遂行にあたっては、「消防法」「建築基準法」「電気事業法」等の関係法令をじゅん守し、併せて委託者の指示によることとする。

3 対象施設及び所在地

(1) 札幌市中央図書館・埋蔵文化財センター	中央区南22条西13丁目
(2) 札幌市新琴似図書館	北区新琴似7条4丁目
(3) 札幌市元町図書館	東区北30条東16丁目
(4) 札幌市東札幌図書館	白石区東札幌4条4丁目
(5) 札幌市西岡図書館・児童会館	豊平区西岡3条6丁目
(6) 札幌市澄川図書館	南区澄川4条4丁目
(7) 札幌市山の手図書館	西区山の手4条2丁目
(8) 札幌市曙図書館	手稲区曙2条1丁目

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 業務内容

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）、消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月12日）に基づき実施すること。

(1) 外観点検

消防用設備等の破損、変形の有無、その他主として外観に関する事項の点検

(2) 作動・機能点検

消防用設備等の作動試験、性能試験、その他主として機能に関する事項の点検

(3) 総合点検

外観点検及び作動・機能点検

6 設備概要

「消防用設備一覧表」 1 及び 2 による。

7 業務計画

実施にあたっては、計画書を委託者に提出し、承認を得ること。

8 結果報告

業務等の結果は、実施の都度、報告書により報告し、承認を得ること。なお、受託者は、総合点検終了後、各施設を所轄する消防署に業務実施結果を年 1 回報告すること。

9 除外事項

(1) 新設工事及び増移設工事

(2) 委託者の不注意又は不適当な使用管理によって生じた修理及び取替工事

(3) その他、委託者の認める工事及び消火器の充填

10 その他

(1) 業務の遂行に必要な工具及び消耗品類は、受託者の負担とする。

(2) 業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、又、監督者が不在等の補助として監督代行者を若干名選任すること。監督者・監督代行者を選任したときには、直ちに氏名等を委託者に通知すること。

(3) 作業遂行上で、職員の業務に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合は、委託者の指示する時間帯とすること。

(4) 作業遂行上で、不注意により生じた故障及び事故等は、受託者が一切責任を持って処理すること。なお、その際は、事故報告書を委託者に提出すること。

- (5) 中央図書館の非常用発電機実負荷試験は年1回、9月に中央図書館で夜間実施する電気工作物保安点検業務に伴う停電作業時に合わせて行うこと。
- (6) 点検時期は原則8月と2月の第2水曜日又は第4水曜日の休館日に実施すること。

ただし、新琴似図書館は、令和4年7月から10月末までの間、改修工事を予定しており、工事期間中は休館する予定となっているため、新琴似図書館の点検日は委託者と調整の上、工事に支障のない日に実施すること。
- (7) 中央図書館で実施する防災訓練に立会い、訓練時の消火設備の使用方法などの説明及び訓練後の消火設備の復旧を確認すること。
- (8) この仕様書に明記されていない事項については、委託者の指示に従うこと。